

那須町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 3 月 20 日制定
令和 5 年 3 月 20 日改訂
那 須 町 農 業 委 員 会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な業務として明確に位置付けられた。

那須町（以下「町」という。）は、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、耕作不便地が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用の関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

このようなことを踏まえ、活力ある農業を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めていくため、法第 7 条第 1 項に基づく那須町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する栃木県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する那須町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ、令和 13 年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	5,492ha	12ha	0.21%
3年後の目標 (令和6年3月)	5,456ha	10ha	0.18%
目 標 (令和13年3月)	5,386ha	6ha	0.11%

※ 「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、日常的に実施する。

農地パトロールと利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映し、法令に基づき農地台帳を公表する。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	5,480ha	2,121ha	38.7%
3年後の目標 (令和6年3月)	5,450ha	2,725ha	50.0%
目 標 (令和13年3月)	5,380ha	4,304ha	80.0%

※ 「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」策定への支援について

那須町が「地域計画」を策定するにあたり、農業委員会は、農地の保有・利用の状況や所有者等の意向を把握し、農業者等の協議の場で情報提供を行うほか、目標地図の素案を作成するなど、「地域計画」策定に向けて支援する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、那須町、那須町農業公社等と連携し、農家の意向や農地の状況を踏まえて、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、利用権設定等促進事業により、担い手への集積・集約化を推進する。

また、解消可能と判断した遊休農地については、積極的に中間管理事業の利用促進を図る。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 (新規参入経営体取得面積)
現 状 (令和3年3月)	6 経営体 (5.1ha)
3年後の目標 (令和6年3月)	9 経営体 (7.6ha)
目 標 (令和13年3月)	15 経営体 (10.0ha)

※ 現状については、令和元年度から令和3年度までの新規参入経営体数（取得面積）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

栃木県、那須町、那須町農業公社、那須野農業協同組合等関係機関と連携し、管内の農地利用について新規参入者の相談及びあっせん等を積極的に実施する。

② 新規参入者へのフォローアップ

農業委員及び推進委員は、新規参入者の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

③ 新規就農フェア等への参加について

農業委員及び推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

那須町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、那須町農業委員会は次の役割を担っていく。

- 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- 農家への声掛け等による意向把握
- 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- 「地域計画」の定期的な見直しへの協力